平成２７年（フ）第１９１８号
札幌市豊平区西岡１条４丁目２番46号　フルハウス102号
債務者　小西　正和
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田島麻紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５６号
埼玉県行田市大字持田2117番地４　乙川アパート202
債務者　川崎　　茂
1　決定年月日時　平成27年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　潔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第３１１号
茨城県那珂市西木倉107番地11
債務者　根本　孝夫
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１７１号
富山市願海寺456番地７
債務者　大日方松彦
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野　由雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７３号
富山市願海寺456番地７
債務者　大日方敬子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野　由雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８９６号
愛知県愛西市江西町寺北100番地
債務者　オリエンタルファームこと　東方伊佐司
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　亮治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３１２号
茨城県那珂市西木倉107番地11
債務者　根本　恵子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３１９号
茨城県笠間市笠間1682番地１
債務者　塙　　瑞雄
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３２０号
茨城県笠間市笠間1682番地１
債務者　塙　　礼子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３４３号
茨城県水戸市袴塚３丁目12番17号、旧住所茨城県水戸市愛宕町３番31号
債務者　飯島由美子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２４０号
茨城県古河市下大野1437番地１
債務者　金澤かおり
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２５０号
茨城県古河市上辺見3301番地　公園コーポⅠ―101
債務者　林　　和子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１９６号
兵庫県姫路市山吹２丁目15番44―302号　プレアール姫路山吹、従前の住所兵庫県姫路市網干区興浜660番地５
債務者　景山　敏生
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４０３号
兵庫県姫路市安田３丁目118番地１　グリーンエコー安田108号室、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区加茂東738番地12
債務者　有馬　和紀
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４０６号
兵庫県加古川市野口町長砂937番地の２　パルティール鶴林102号、従前の住所兵庫県加古川市野口町長砂954番地の26
債務者　羽田　有花（旧姓橘）
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４３３号
兵庫県姫路市書写1019番地369　姫路書写鉄筋５号棟306号
債務者　植田　拓稔
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４３８号
兵庫県姫路市田寺東２丁目14番13号
債務者　フルヤ建装こと　古屋　太造
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部